

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年1月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

せたがやノーマライゼーションプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定支援業務委託

(2) 目的

せたがやノーマライゼーションプラン（世田谷区障害施策推進計画、以下、計画という）は、世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を図るため、令和6年度から3年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量等を定めるものである。

区を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今日の障害福祉の考え方に立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら策定を進めていくとともに、同じく令和6年度を初年度とする次期世田谷区基本計画や世田谷区地域保健医療福祉総合計画とも内容の整合性等を図る必要がある。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地からの支援を行うことができる者に委託する。

(3) 業務内容

- ①各種会議の運営支援
- ②「計画の中間まとめ」及び「素案」の作成支援
- ③計画策定にかかるシンポジウムの開催支援
- ④計画の計画書及び概要版の作成支援
- ⑤その他計画検討に係る支援

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 提案限度額

5,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

計画策定業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと
- (5) 世田谷区や他自治体において、福祉施策に関する計画または行政基本計画の策定に関する支援業務の受託実績があること

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 提案書を選定するための評価基準

- (1) 本件業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

6 手続き等

(1) 担当部課

障害福祉部障害施策推進課 担当 上原、中塩屋、今田

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎3階

電話 03-5432-2958 FAX 03-5432-3021

電子メール sea02083@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間 令和5年1月16日（月）～令和5年1月30日（月）午後5時

交付場所 上記（1）窓口にて交付（ホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限 令和5年1月30日（月）午後5時まで（必着）

提出場所 上記（1）窓口

提出方法 持参

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所

提出期間 令和5年3月1日（水）午後4時まで（必着）

提出場所 上記（1）窓口

提出方法 持参

※ 提案書副本と見積書はPDFデータもメールで提出すること。

7 その他

(1) 本件は、令和5年度予算の配当を条件として契約する。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(9) 詳細は説明書による。